

# 請求する前にもう一度チェックしましょう！（特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護）

## (1) 報酬請求を適切に行っていますか？

### チェック1

特定施設入居者生活介護費を算定した月において、居宅療養管理指導費以外の居宅サービスに係る介護給付費を請求していませんか。

特定施設入居者生活介護費を算定した月において、居宅療養管理指導費を除く居宅サービスに係る介護給付費は算定できません。ただし外泊期間中は算定できます。

### チェック2

入居者が外泊した日や、入院した日について、特定施設入居者生活介護費を算定していませんか。

入居者の外泊期間中や入院期間中は、特定施設入居者生活介護費は算定できません。

### チェック3

常勤専従の機能訓練指導員を配置していない場合に、個別機能訓練加算を請求していませんか。

個別機能訓練加算を算定するには、常勤専従の機能訓練指導員の配置・届出が必要です。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師が機能訓練指導員に該当します。

### チェック4

前月に看護・介護職員について運営基準に定められた数を配置していない場合に、人員基準欠如の減算をせずに報酬を請求していませんか。

看護・介護職員数が基準の1割を超えて少ない場合にはその翌月から、また、基準の1割の範囲内で少ない場合にはその翌々月から人員基準欠如の解消月まで全利用者に対して基本報酬（基本サービス部分）を100分の70に減算します。

### チェック5

施設退所後、ひきつづき同一敷地内の短期入所生活介護を利用する入所者について、退所日についても特定施設入居者生活介護費を請求していませんか。

退所後、ひきつづき同一敷地内にある短期入所生活介護を利用する入所者や、相互の職員の兼務や施設の共用が行われている隣接・近隣施設を利用する入所者については、退所日は特定施設入居者生活介護費を算定できません。

## (2) 運営基準に従って適切にサービス提供していますか？

### チェック6

サービス提供開始に際し、必要事項の説明をきちんと行っていますか。

サービス提供開始時には利用者又は家族に対し、運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等、利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付し、説明のうえ同意を得なければなりません。

### チェック7

利用者との契約は、文書により締結し、その内容は適切なものとなっていますか。

契約書においては、少なくとも介護サービスの内容及び利用料その他の費用の額、契約解除の条件を記載する必要があります。その際、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはなりません。

### チェック8

理美容代、その他の日常生活費等、利用料以外の費用について、利用者へ説明を行わずに徴収していませんか。

利用者の希望によって身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合、別途利用者から実費を徴収できますが、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容や費用の説明を行うことが必要です。

### チェック9

サービスの一環として実施するクラブ活動のうち、一般的に想定されるものに係る費用について、利用者から徴収していませんか。

入居者が全員参加する定例行事など、サービスの一環として一般的に想定される活動にかかる費用については、報酬に包括されているため、別途利用者から徴収することはできません。

### チェック10

入居者の負担により、訪問介護等の居宅サービスを利用させていませんか。

特定施設で提供されるサービスは施設サービスに準じているため、居宅療養管理指導以外の居宅サービスを入所者の負担で利用させることはできません（外泊期間中は除く）。事業者側の負担での利用は可能です。

外部サービス利用型（介護予防）特定施設入居者生活介護

加 算

報酬の算定及び支払い方法

イ及びロの単位数の合計に（介護予防）特定施設入居者生活介護の1単位の単価を乗じて得た額が、別に定められた限度額の範囲内で、一括して外部サービス利用型指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業者に支払われる。

イ 基本サービス部分

1日につき84単位（介護予防特定施設入居者生活介護は63単位）

施設が自ら行う（介護予防）特定施設サービス計画の作成、利用者の安否確認、利用者の生活相談等に相当する部分

ロ 各サービス部分

施設サービス計画に基づき受託居宅サービス事業者（受託介護予防サービス事業者）が各利用者に提供したサービスの実績に応じて、算定する。

(イ) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護

訪問介護

- ・身体介護 15分ごとに90単位  
1時間30分以上 540単位に15分増すごとに+37単位
- ・生活援助 15分ごとに45単位（1時間30分を限度）
- ・通院等乗降介助 1回につき90単位

他の訪問系サービス及び通所系サービス

通常の各サービスの基本部分の報酬単位の100分の90

福祉用具貸与

通常の福祉用具貸与と同様

(ロ) 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス

通常の各サービスの基本部分の報酬単位の100分の90

（介護予防通所介護の3つの選択的サービスの加算が可能）

介護予防福祉用具貸与

通常の介護予防福祉用具貸与と同様

(ハ) 共通

訪問介護は、介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者又は2級課程修了者によるサービス提供に限り算定できる。

訪問看護は、保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士によるサービス提供に限り算定できる。

受託サービス事業者への委託料

外部サービス利用型指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業者が受託サービス事業者に支払う委託料は、個々の委託契約に基づく。

個別機能訓練加算

下記の要件を満たす場合に加算。

イ 常勤専従の機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師）を1名以上配置していること。（利用者の数が100を超える施設は、さらに常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置していること。）

ロ 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、これに基づき実施した個別機能訓練の効果、実施方法等について、評価等を行うこと。

ハ 開始時及び3か月ごとに1回以上、利用者に対して個別機能訓練の内容を説明し、記録すること。

ニ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該施設の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにすること。

夜間看護体制加算

（介護予防特定施設入居者生活介護は当該加算なし）

下記の要件を満たす場合に加算。

イ 常勤の看護師を1名以上配置し、看護責任者を定めていること。

ロ 看護職員により又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、入居者に対して24時間連絡体制（\*）を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

ハ 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

（\*）施設内で勤務することを要するものではなく、夜間においても施設から連絡でき、必要な場合には緊急の呼出に応じて出勤できる体制をいう。